

第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の開示に係る告示の一部改正案に対する意見及びそれに対する考え方

1. 総論

意見	考え方
意見1 情報開示告示の改正により開示内容の範囲が拡大されることは有益。	考え方1
<p>○ 今回の情報の開示に係る告示の一部改正案について、賛同します。FTTH サービスを提供するうえで、光配線区画の情報は非常に重要な情報であり、開示内容範囲が拡大されることは有益なことです。また、それらの情報は随時確認を行えることが望ましく、今まで個別申し込みの後に調査回答と時間を要していたものが、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、NTT 東西殿という。)HP により確認できることは重要と考えます。</p> <p>しかしながら、今回の開示対象となる情報においても以下にあげるような課題が内在しています。総務省殿におかれましては、それら課題を解消すべくご対応頂きますようお願いいたします。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 今回の情報開示告示の一部改正は、NTT東・西の加入光ファイバを利用して新たにFTTH市場に参入しようとする事業者やエリアを拡大しようとする事業者にとっては、提供エリアの展開を検討する際に、各収容局における光配線区画の概況を、事前に、従来より詳しく把握できるという点で、ある程度有効であると考えます。 (KDDI)</p>	<p>○ 本改正案に賛成の御意見として承る。</p>

2. 光配線区画に係る情報開示

<p>意見2 収容局ごと及び光配線区画ごとの加入電話等敷設数について、戸建てと集合住宅世帯数を区別できるような形式での開示が必要。</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 1. 新設する開示手続き ①及び③について (1) 戸建てと集合住宅の世帯数の区分について 平成 24 年 1 月 16 日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会(以後、接続委員会という。)における NTT 東西殿回答※1 によると、1 配線区画における平均世帯数(NTT 東日本エリア:約 50 世帯、NTT 西日本エリア:約 40 世帯)には「集合住宅の世帯数」が含まれています。日本の全世帯の約 42%が集合住宅※2 であること、電気通信事業分野における競争状況の評価※3にあるように事業者や回線速度の選択が利用者自らの意思によって決定できる戸建て+ビジネス向けと違い、集合住宅向けの場合は他の居住者や管理会社の同意・許諾が必要となる等の制約があり、両市場間の供給面の事情が異なっていること等から、競争条件や競争環境等を正確に把握する上でも、戸建てと集合住宅世帯数を区別できるような形式での開示が必要と考えます。</p> <p>なお、電気通信事業分野における競争状況の評価においても両市場間の供給面の事情が異なることからそれぞれ FTTH 市場の部分市場として画定しています。</p> <p>※1 平成 24 年 1 月 16 日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会 資料 【NTT 東西殿回答抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社では、50～60 世帯以上の大規模マンションの場合、当該マンションだけで 1 の光配線区画とし、それ以外の場合は、当該マンションと戸建てを合わせて 1 の光配線区画とする方針で、光配線区画を設定しています。 ・ このように、現在の光配線区画の世帯数には、マンションの世帯数も含まれていますが、これは、光配線区画とマンションを括りつけたデ 	<p>○ 戸建てと集合住宅を区別した加入電話等敷設数を開示の対象とすることは望ましいと考えられるものの、戸建てと集合住宅を区別した加入電話等敷設数については東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)において把握しておらず、これを把握するためには新たなシステム開発等に係るコストが発生すると考えられる。したがって、現時点においては、戸建てと集合住宅を区別した加入電話等敷設数を開示の対象とすることは困難であると考えられる。</p> <p>なお、本告示は接続事業者が第一種指定電気通信設備との接続の請求に際して必要な情報等の開示について規定するものであり、競争条件や競争環境等を把握するために必要な情報の開示について規定するものではない。</p>

<p>データベースを管理していないため、マンションを除いた光配線区画の世帯数について把握していないこと、また、マンションであってもシェアアクセス方式での申し込みがあった場合には即応できるようにしておく必要があることから、マンションの世帯数を含めております。</p> <p>※2 総務省統計局 平成 20 年住宅・土地統計調査(確報集計)結果 http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2008/10_3.htm</p> <p>※3 電気通信事業分野における競争状況の評価 2011(案) 抜粋 事業者や回線速度の選択が利用者自らの意思によって決定できる戸建て+ビジネス向けと違い、集合住宅向けの場合は他の居住者や管理会社の同意・許諾が必要となる等の制約があり、両市場間の供給面の事情が異なっていることを考慮したもの (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見3 收容局ごと及び光配線区画ごとのFTTHサービスの契約者数についても開示対象に加えるべき。その際、收容局単位及び配線区画単位で戸建てと集合住宅世帯数での分類、さらに集合住宅世帯数については、VDSL方式や光配線方式等の分類をした上での開示が必要。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ (2)FTTH の契約者数が対象外であること PSTN のマイグレーションが進み既に FTTH サービスの契約者が 2,230 万回線に達している中、NTT 東西殿の加入電話 3,135 万※4 の更なる減少は明らかです。そのため、市場規模を把握する観点からは、開示対象サービスがメタル回線のみでは不十分であり、FTTH サービスの契約者も開示対象に加えるべきと考えます。 また、FTTH サービスの契約者数についても集合住宅の世帯数が含まれることとなりますが、上述の通り、戸建てと集合住宅を区別することは、競争条件や競争環境等を正確に把握する上で必要なことであるため、FTTHサービスに関しても收容局単位及び配線区画単位で戸建てと集合住宅世帯数での分類、さらに集合住宅世帯数については、VDSL方式や光配線方式等の分類をした上で開示が必要と考えます。</p>	<p>○ 加入電話等契約数については、サービスの廃止後に残置されているメタル回線についても算入されるものであり、現時点において追加的なシステム開発等を行うことなく把握可能な指標の中では、実際の世帯数に最も近い数値を示すものであると考えられることから今回の開示対象としている。したがって、現時点においては、FTTH 契約数の開示について本告示に規定することは必要でないと考えられる。 なお、総務省においては、光配線区画ごとの世帯数に係る情報の開示の在り方について、引き続き検討することとしたい。</p>

<p>※4 総務省 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ の公表(平成 23 年度第 4 四半期(3 月末)) (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見4 今回の開示内容については、事業者が活用しやすい形での提供かつ効率的な運用及び低廉な費用となるよう要望。 また、同一の住所が、複数の配線区画に跨るケースについては、当該住所が帰属する配線区画は、可能な限り明確にすべき。複数の配線区画のいずれにも収容可能な場合は、事業者側で帰属する配線区画の選択を可能とすべき</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ (3)情報の開示内容について 弊社共が以前NTT東西殿より受領した開示内容について、配線区画住所が行政上の住居表示と相違、地番表記の混在、区画整理の住所が未反映、同一の住所において複数の配線区画が存在等、有償情報でありながらそのままの状態では活用ができません。今回の開示内容につきましては、事業者が活用しやすい形での提供かつ効率的な運用及び低廉な費用となるよう要望します。 また、同一の住所が、複数の配線区画に跨るケースについては、当該住所が帰属する配線区画は、可能な限り明確にすべきと考えます。なお、複数の配線区画のいずれにも収容可能な場合は、事業者側で帰属する配線区画の選択を可能とすべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 光配線区画の範囲について接続事業者が活用しやすい形での情報を提供するため、本改定案においては光配線区画の外縁電柱等設備に係る情報の開示が規定されている。NTT東西における本規定に基づく開示の実施に当たっては、開示に要する費用を可能な限り低廉なものとするのが望ましい。 なお、複数の光配線区画のいずれにも収容可能な場合は、事業者側で帰属する光配線区画の選択を可能とすべきとの御指摘については、本意見募集の対象外であるため、参考として承る。</p>

3. コロケーションリソースの空きに係る情報開示

<p>意見5 コロケーションの空き情報の開示について、より予見性を高める方法として、例えば事業者のコロケーション設備の撤去工事申請時において事前通知を行うこと等が考えられる。 また、その事前通知以降、相互接続点調査及び設置申込にその事前通知内容を反映した受付を可能とし、情報が確定した時点で空き場所等を保留できるよう申込期間の短縮を図るべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 2. 新設する開示手続き ⑤について</p>	<p>○ コロケーションリソースの空きに係る情報の開示のタイミングにつ</p>

<p>改正案のコロケーションの空き情報についての開示は、空きが生ずる予定時期が確定となったタイミングで行われるものと考えております。しかし、事業者のコロケーション設備の撤去が確定するタイミングはNTT 東西殿の検査後になるものと想定され、空きが生ずる予定時期は現状のタイミングと比較して大きな差はないものと思われま。従って、より予見性を高める方法として、例えば事業者のコロケーション設備の撤去工事申請時において事前通知を行うこと等が考えられます。</p> <p>また、その事前通知以降、相互接続点調査及び設置申込にその事前通知内容を反映した受付を可能とし、情報が確定した時点で空き場所等を保留できるように申込期間の短縮を図るべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>いては、接続事業者の予見性確保の観点からは、より早い通知が望ましい。他方、コロケーション設備の撤去が確定する前のタイミングで開示を行う場合、その後の撤去工事の状況等により、コロケーションリソースが利用可能となる時期に変更が生じること等もあり得ることを考慮すると、開示された情報の確実性が低下することとなる。NTT東西においては、このような点を踏まえつつ、適切な開示のタイミングを検討することが適当である。</p>
<p>意見6 「収容局ごとのコロケーションリソースの空きが生ずる予定時期」について、接続事業者が一層の予見可能性を確保するためには、合わせて「どの程度の空きリソースが生じる予定か」についても開示対象とすべき。</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ ■ 今回の開示項目の追加について</p> <p>情報開示告示の一部改正による光配線区画、及びコロケーションリソースに係る開示項目の追加については、ボトルネック設備利用の円滑化を図り公正競争環境の整備を進める観点から必要な措置と考えます。</p> <p>そのような中、今回追加された開示項目に「収容局ごとのコロケーションリソースの空きが生ずる予定時期」が含まれておりますが、コロケーション設備の設置にあたり接続事業者が一層の予見可能性を確保するためには、合わせて「どの程度の空きリソースが生じる予定か(A～Cランクにて表示を想定)」についても開示対象とすべきと考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>○ 接続事業者のコロケーション設備の設置に当たり、一層の予見可能性を確保する観点からは、収容局ごとのコロケーションリソースの空きが生ずる予定時期に加えて、生じる予定の空きリソースの程度に係る情報を開示することが望ましいものの、当該情報の開示を行う場合、開示に当たっての作業等に要するコストも増大すると考えられることから、現時点においては、生じる予定の空きリソースの程度に係る情報までを開示の対象として本告示に規定することは適当ではない。</p> <p>なお、総務省においては、コロケーションリソースの空きが生ずる予定時期の開示の在り方について、引き続き検討することとしたい。</p>

4. その他

<p>意見7 配線区画毎に分岐端末回線の敷設状況を事前に HP 等で確認できるよう検討頂きたい。</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ また、今回の情報開示告示内容とは直接的に関係ありませんが、分岐端末回線の敷設状況については、加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムを活用することで、おおよその状況が把握できるものの、確定的な情報ではありません。従って、配線区画毎に分岐端末回線の敷設状況を事前に HP 等で確認できるよう検討頂きたいと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 現状においても、加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムを活用することで、シェアドアクセス回線の納期について情報を得ることが可能である。したがって、接続の請求に際して必要な情報等の開示を規定する観点からは、本告示において分岐端末回線の敷設状況の詳細についてのホームページ等での開示を規定することが必要であるとまでは考えられない。</p>
<p>意見8 現在開示されている情報だけでは、シェアドアクセスが開通した際、ユーザーの回線がどの光配線区画に收容されているか正確に把握できない。 シェアドアクセスが開通した際、どの光配線区画に收容されているかの情報については無償で開示されるべき。</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ しかしながら、接続事業者がFTTH市場においてより真に公平な条件で競争できるように、今回開示が義務付けられる情報のみでは不十分です。具体的には、当社は、現在光配線区域情報をNTT東・西から購入していますが、当該情報だけではシェアドアクセスが開通した際、ユーザーの回線がどの光配線区画に收容されているか正確に把握できないため、各光配線区画の收容率を効率的に高めることができません。本来、接続事業者が利用している回線がどの光配線区画に收容されているか等の情報については、事業運営上、当然接続事業者側で把握できていることが通常であると考えます。そのため、シェアドアクセスが開通した際、どの光配線区画に收容されているかの情報については当然無償で開示されるべきものと考えます。 (KDDI)</p>	<p>○ 本改正案は收容局ごと又は光配線区画ごとの情報開示について規定しているところ、御指摘の情報は個別の接続に係る情報の開示であることから、今回の意見募集の対象外であり、参考として承る。 ただし、接続事業者がFTTH市場において競争を行う上で光信号主端末回線の收容率を高めることが重要であることを鑑みれば、接続事業者のシェアドアクセス回線が開通した際、当該回線がどの光配線区画に收容されているかを当該事業者が正確に把握できることが望ましいことから、事業者間協議等により、当該情報の開示について検討がなされることが望ましい。</p>
<p>意見9 NTT東・西の増設計画等の設備構築等に関する情報についても開示すべき。</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ また、シェアドアクセスを使って光ファイバのサービスを展開するにあたって、展開するエリアにおけるNTT東・西の設備状況や今後の増設</p>	<p>○ 現在、NTT東西においても加入光ファイバの増設計画等の設備構築に関する情報が一元的に把握されていないことから、当該情報</p>

<p>計画等がどのようになっているか、NTT東・西利用部門と接続事業者との間で同じ内容・タイミングで情報が開示されていることが公正競争上当然必要と考えます。そのため、NTT東・西の増設計画等の設備構築等に関する情報についても開示すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>の開示はなされていない。しかしながら、加入光ファイバの増設計画等の設備構築に関し、接続事業者の事業展開に影響を与えるものについては、接続事業者がNTT東西の加入光ファイバとの接続を円滑に行うために必要な情報が開示されることが望ましい。</p> <p>したがって、NTT東西は、接続事業者から要望を受けた場合には、適切な情報の提供について検討を行うことが適当である。</p> <p>なお、NTT東西の設備状況や今後の増設計画等が、NTT東西の利用部門に対して情報開示される場合には、接続事業者との間の同等性について、電気通信事業法第31条第5項に基づいて検証がなされることが適当である。</p>
<p>意見10 NTT-NGN等IP網について、情報開示告示の対象とすべき機能・設備や開示項目を新たに追加すべき。</p> <p>また、開示対象外の項目においても事業者の要望があった場合には可能な限り情報開示を行うよう義務付けること、情報開示対象の機能・装置・開示項目を都度接続事業者からの意見・要望を踏まえて追加可能とすること、現行「提供予定時期の90日前」となっている情報開示の期限を「仕様の確定前」に変更すること等を実施すべき。</p>	<p>考え方10</p>
<p>○ 3. その他開示対象に追加すべき項目について</p> <p>弊社共は、フレッツ光ネクスト(NTT-NGN)上で新たなサービス提供を行うため、以前よりNTT東西殿に対し優先制御等のアンバンドルを求めてきましたが、議論が円滑に進展していないといった事態が発生しています。議論を加速化するためにも、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」についての弊社共意見の通り、情報開示告示の対象とすべき機能・設備や開示項目を新たに追加すべきと考えます。</p> <p>なお、対象とすべき機能・設備や開示項目については事業者の意見を募集し決定する方法も考えられます。</p> <p>また、開示対象外の項目においても、事業者の要望があった場合には、可能な限り情報開示を行うよう義務付けるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 本告示は第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の開示を求めるものであり、アンバンドルされていない機能の情報の開示を求める趣旨のものではない。</p> <p>情報開示の期限については、現行の本告示は、新たな網機能の提供予定時期の90日前までに情報開示する旨を規定しているが、当該時期は接続事業者の接続申込から接続開始までに要する期間を踏まえた合理的なものであり、当該時期を延長した場合、NTT東西による迅速なサービス提供に支障が生じるおそれもあることを考慮すると、現時点においては、当該時期を延長することは適当でないと考えられる。</p> <p>開示対象外の項目においても、事業者の要望があった場合には、可能な限り情報開示を行うよう義務付けるべきとの御指摘及び</p>

○ ■NGN内部を構成するルータ等の情報開示について

情報開示告示においては、接続事業者が時宜を失することなく自網における対応の検討を可能とする観点から、NGN内部を構成するルータ等の設備に関する情報が対象に含まれているところです。

しかしながら、これまでNGNでは以下の事例等に見られるように、NTT独自仕様が実装されていることや機器仕様が明確になっていないことによって、接続事業者が要望する接続形態の議論が円滑に進展しないことや、利用者のサービス利便性に影響を与えるといった問題が発生しており、現行の情報開示告示だけでは十分な効果が期待できない状況にあると考えます。

(1)加入光ファイバ分岐単位接続

昨年度末の接続委員会で「GC接続類似機能」や「ファイバシェアリング」等の接続形態の実現性が議論されたが、収容ルータや集約スイッチ等の技術仕様や設備構成に、汎用技術が利用されているにも拘らず一部未開示のNTT独自仕様が実装されており、明確な結論を得ることが出来なかった。

(2)フォールバック問題

NGNにおいてはIPv6による広域閉域網が構築されているため、IPv6によるインターネット利用に影響を及ぼし、結果的に利用者やISPにも大きな影響が出ている。

今後の「IPv6の普及促進」や、「NTT東西殿による光サービスの集約(Bフレッツ・光プレミアムから光ネクストへのマイグレーション)」、「音声通信におけるIP網同士の接続の進展」等により、NGNとの接続の重要性が一層高まることを踏まえれば、上記のようなNTT独自仕様並びに調達機器を起因とした課題を解決するために、以下の通り情報開示告示を見直し、設備・機能の仕様が接続を十分に考慮したものか検証可能とすべきと考えます。

接続事業者の要望に基づき情報開示項目を追加可能とすべきとの御指摘については、電気通信事業法第33条第15項において「第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者がその電気通信設備と第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めなければならない。」と規定されていることから、御指摘の趣旨を本告示に改めて規定する必要はないと考えられる。また、NTT 東西においては、上記の電気通信事業法の規定を踏まえ、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めることが必要である。

<p><情報開示告示における見直し内容></p> <p>○機能・設備が接続を考慮した仕様であるかを開発前に把握可能とするために、現行「提供予定時期の90日前」となっている情報開示の期限を「仕様の確定前」に変更すべき。</p> <p>○「NGNのサービス仕様を把握するためには、機能・設備の一部仕様に限らず、設備構成等含めた全体的な情報開示が必要である点」や、「案件毎に、接続事業者が必要とする情報は異なる点」を鑑みて、情報開示対象の機能・装置・開示項目は、都度接続事業者からの意見・要望を踏まえて追加可能とすべき。</p> <p>なお、接続委員会における「GC接続類似機能」や「ファイバシェアリング」等の接続形態の議論を踏まえて、今後NGNにおいて新たな設備を調達する際には、アンバンドルを前提とした技術仕様の確認をして頂く必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
<p>意見11 既存光配線区画の見直しについても、スケジュール等の開示や早急な実施をすべき。</p> <p>また、FTTH市場における更なる競争を促進していくためには、情報開示の充実化や既存光配線区画の見直し、光ファイバの開通に係る工事費や接続料等の低廉化を早急に実施していくべき。</p> <p>なお、総務省においては、接続委員会等の公の場において四半期毎に既存光配線区画も含めた適正化状況や収容率を把握するための情報開示の進捗状況、設備構築情報の扱いの同等性等について検証し、不十分な場合には、是正措置を講じるべき。</p>	<p>考え方11</p>
<p>○ なお、NTT 東西殿は、平成 24 年 2 月 16 日 接続委員会 資料※5 において、「既存の配線区画について適宜必要な見直しを行う考え」を述べておりますが、見直しの考え方や対象区間及び時期が示されていない状況であり、NTT 東西殿においては、実施スケジュール等の情報についても迅速かつ具体的に開示すべきと考えます。</p>	<p>○ 既存光配線区画の見直し等については、本意見募集の対象外のため、参考として承る。</p> <p>なお、光配線区画の見直しの状況については、総務省において本年6月末にNTT東西より報告を受けたところである。また、加入光ファイバ接続料の算定に関する検討に係る情報通信行政・郵政行政審議会答</p>

※5 平成 24 年 2 月 16 日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会 資料

【NTT 東西殿回答抜粋】

- ・ また、並行して、当社としても、より効率的な設備運営を行う観点から、既存の配線区画について適宜必要な見直しを行う考えです。当社としては、他事業者が、新たに設定した他事業者向けの配線区画を利用するか、当社として効率化の観点から見直しを行った既存の配線区画を利用するかについて選択できるようにする考えです。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- なお、FTTH市場における競争が機能するためには、これまでも指摘している通り、既存光配線区画について、NTT東・西が表明している光配線区画当たりの世帯数が実際には確保されていない状況を解消することが必要であり、需要が疎なエリアのみならず、全国における光配線区画を直ちに見直すことが必要と考えます。

しかし、既存光配線区画の見直しについては具体的なスケジュール等は明らかになっておらず、このような問題が続いてしまうと、NTT東・西が主張する光配線区画当たりの世帯数の情報を参考にして、シェアードアクセスを利用してFTTH市場に参入する事業者にとっては、光配線区画が適正化されていないエリアにおいて収容率の向上が見込めないため、競争が早期に進展しないことは明らかです。

したがって、FTTH市場における更なる競争を促進していくためには、情報開示の充実化や既存光配線区画の見直し、光ファイバの開通に係る工事費や接続料等の低廉化を早急に実施していくべきです。

なお、総務省においては、接続委員会等の公の場において四半期毎に既存光配線区画も含めた適正化状況や収容率を把握するための情報開示の進捗状況、設備構築情報の扱いの同等性等について検証し、

申(平成 24 年 3 月 29 日)を踏まえ、NTT東西に対し、平成 24 年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更認可申請(補正)の認可に当たり、光配線区画の見直しが完了するまでの間、半年ごとに総務省に報告を行うことが条件として付されている。報告には、NTT 東西の既存の光配線区画に関する状況についてもその内容として含まれるものである。NTT東西からの他事業者向けの新たな配線区画導入に係るトライアルに関する状況報告等を踏まえ、総務省においては見直しの状況を注視するとともに、情報通信行政・郵政行政審議会において適宜の時機に報告することとしたい。

不十分な場合には、是正措置を講じるべきと考えます。 (KDDI)	
-------------------------------------	--